

平成30年度 ひきこもり相談員募集案内

ひきこもり相談室（愛媛県心と体の健康センター内）において勤務するひきこもり相談員を次のとおり募集します。

1 募集区分、採用予定人員、勤務先及び職務内容

募集区分	採用予定人員	勤務先	職務内容
ひきこもり相談員 〔地方公務員法 第3条第3項 第3号の 非常勤嘱託員〕	1人	ひきこもり相談室 （愛媛県心と体の 健康センター内）	ひきこもりの当事者や家族等からの相談に対する支援やひきこもりに関する普及啓発等の業務に従事します。

2 応募資格

地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない者で、次に掲げる資格免許又は経験のいずれかを有する者。

募集区分	応募資格
ひきこもり相談員	保健師、社会福祉士、精神保健福祉士又は臨床心理士の資格を有する者 心理判定若しくは臨床心理の経験を有する者又はひきこもり支援業務に資すると認められるカウンセリング業務に従事した経験等、前記資格免許の有資格者と同等に相談等業務を行うことができる経験と認められる経験を有する者

3 試験の方法

試験の方法	試験の内容
面接試験	相談員としての能力・適性について評定するため、個別面接を行います。

4 試験の日時、場所

- (1) 試験日 随時（日程等については、申込者に対して個別に通知します。）
 (2) 試験実施場所 愛媛県心と体の健康センター
 （松山市本町7丁目2番地 総合保健福祉センター3階）

5 申込み

- (1) 申込期限 随時（特に定めません。）
 (2) 申込方法 市販の履歴書〔A4判又はA3判二つ折り〕に必要事項を記入のうえ、次の提出先に提出してください。

提出先	提出先の住所及び電話番号
愛媛県心と体の健康センター	〒790-0811 松山市本町7丁目2番地 愛媛県総合保健福祉センター3階 電話 089-911-3880

(3) 保健師、社会福祉士、精神保健福祉士又は臨床心理士の資格を有する者にあつては、履歴書に資格名称及びその取得年月日を記載のうえ、資格免許証等の写しを添付してください。

(4) 心理判定若しくは臨床心理の経験を有する者又はひきこもり支援業務に資すると認められるカウンセリング業務に従事した経験等、前記資格免許の有資格者と同等に相談等業務を行うことができると認められる経験を有する者にあつては、履歴書にその業務に従事していた期間及びその業務内容を明記してください。

6 採用

この試験の合格者は、平成 30 年 4 月 1 日付け（予定）で採用されます。

ただし、平成 30 年度愛媛県当初予算における当該予算の成立を条件とします。

7 採用後の勤務条件

(1) 雇用期間 採用の日から平成 31 年 3 月 31 日までとします。

（業務都合及び本人希望等を勘案し、更新の可能性があります。）

(2) 勤務時間及び休日

・勤務日は、月曜日から金曜日の週 5 日（週 28 時間 45 分）とします。

・勤務時間は、1 日 5 時間 45 分です。午前 9 時から午後 5 時の間に、愛媛県心と体の健康センター所長があらかじめ指定するものとします。

・休日は、土曜日、日曜日及び祝日です。

(3) 報酬等

・報酬は月額 148,400 円（予定）です。

・通勤手当は、県の基準により支給されますが、その他の諸手当（期末手当、超過勤務手当等）はありません。

・社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）が適用されます。

（注）これらの勤務条件は、改定されることがあります。

8 試験結果の開示

(1) この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成 13 年愛媛県条例第 41 号）第 27 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。

開示請求できる人	開示する内容	口頭により開示請求することができる期間	口頭による開示請求をすることができる場所
受験者本人	総合得点及び順位	合格発表の日から 1 か月	愛媛県心と体の健康センター

(2) 開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（学生証、運転免許証、旅券等、写真付きの身分証明書）を持参のうえ、執務時間中（月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分（合格発表当日のみ、午後 1 時）から午後 5 時 15 分まで）に愛媛県心と体の健康センターに直接おいでください。

(3) 電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

9 問合せ先

受験手続きその他については、愛媛県心と体の健康センター〔電話 089-911-3880〕にお問い合わせください。